|  |
| --- |
| **令和２年度（２０２０年度）**  **社会福祉法人　いなほ福祉会**  **児童発達支援センター　通園くじら　事業計画書** |

１、事業の目的・方針・・・発達支援・家族支援・地域支援

地域の障害や発達につまずきのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うこと**＜発達支援＞**や通所児童の家族に対して障害受容のサポートを行うこと**＜家族支援＞**を事業の目的とします。

又身近な地域における通所支援機能として、日々通所してくる児童はもとより、通所児童以外の地域の障害児やその家族を対象とした支援や保育所をはじめとする障害児を預かる施設への援助や助言をあわせて行う（保育所等訪問支援事業）など、地域の中核的療育支援施設としての役割を果たし**＜地域支援＞**、又児童発達支援センターの必須事業である、障害児支援利用計画（相談支援）を行い全ての障害児者に必須となる計画相談作成の事業所として、障害者の計画相談事業と協力共同しながら地域の要望にこたえていきます。

２、利用定員

定員　　２０　名　　　利用登録者　　２５名　（R２年４月予定）

３、職員体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **職種** | **定数** | **現員** |
| 管理者 | １名（兼務可） | １名 |
| 児童発達支援管理責任者  （児童発達支援）  （保育所等訪問支援） | １名 | １名 |
| 相談支援専門員 | １名（兼務可） | ２名（兼務） |
| 保育所訪問員 | １名（兼務可） | １名（兼務） |
| 保育士 | ４名 | ４名 |
| 児童指導員 | ２名 | ５名 |
| 指導員 |  | ２名 |
| 看護師（児童指導員） |  | １名 |
| 給食調理員 | １名 | ２名 |
| 送迎運転手 |  | ３名 |
| 嘱託医 | １名 | ２名 |
| **合　　計** | １２名 | ２３名 |

４、営業日及び営業時間

①　営業日

月～金曜日（年末年始・夏期休暇・春期休暇を除く）

第１・３土曜日

②　営業時間

月～金曜日　　　　　９：００～１５：００（毎週火曜日の午前中は親子保育）

第１・３土曜日　　　９：３０～１１：３０（月２回）

５、今年度の重点方針

＜発達支援＞・・通所児童への支援

発達につまずきのある幼児や障害を持つ児童とその家族に対して、通園の方法をとり、日常生活における療育の場を提供し、障害の固定化の予防や日常生活における基本的動作を習得し及び集団生活に適応できるよう、適切な指導や援助を行い豊かな育ちを保障します。また保護者が見通しを持った子育てが行えるよう具体的な生活の中で子育て上の困難に対する支援を行います。

＜家族支援＞・・通所児童の家族に対しての支援

親子保育の実施や懇談会、学習会を開催し、同じ悩みを持つ保護者同士のつながりをつくりながら保護者や家族の障害受容のサポートをしていきます。また適正な就学や転園について一緒に考え、見学等行いながら、子どもの立場に立った次の進路決定のサポートをしていきます。

1. 質の高い保育の提供と発達支援の充実を目指します

通園には、子どもの育ちについて不安や悩みをもつ保護者の方々が通ってこられます。保護者の思いを真摯に受け止め、寄り添う保育士集団を目指し、子どもの発達保障が出来るよう、共に楽しく遊びながら発達課題を見極め、一人一人が豊かに育っていくよう関わって行きます。

1. 職員の専門性の向上につとめます

子どもが友だちとの遊びの中で楽しみながら成長発達し、豊かな人間性が育まれるよう、より良い保育実践をするべく、発達や障害特性に関する学習の機会をさらに充実させます。

1. 年長児（５歳児）の地域交流をはかります。

毎年転園について悩む保護者がおられ、地域の保育所通園に挑戦をしたい気持ちがありながらも、周りの理解や支援にまだまだ不安があり、転園を断念する事もあります。個性的な子どもたちが排除されることなく、お互いを認め合いながら生活する社会の実現を目指し、また、子どもたちが様々な人間関係を体験し、より豊かなコミュニケーション力を獲得するために、地域の保育所の子どもたちとの交流をし、共に笑い合い、認め合う機会を作っていきます。

1. 発達相談員の育成に努めます。

今までも子どもの発達課題を科学的に見極めるため公認心理師を招致し、個別に発達検査、発達相談を行ってきました。子どもの発達を知る事は発達保障の基礎となり、保護者と職員の共通認識を行った上で子どもを否定することなく、あせらずのびのびと関わる手助けとしてきました。今年度は、専門的な科目を履修した職員を雇用し、発達検査の手法、発達保障の概念、保育の研修を重ね、発達相談の充実を目指し、育成に努めます。

＜地域支援＞・・・地域の子育て環境や支援体制の構築

1. わんぱく教室の充実（月２回の開催）

昨年度は、地域の保育所から通ってくるわんぱく教室の参加者が少ない現状がありました。一方では、就学先を毎年支援学級や支援学校を選ぶ子どもがいる事も事実です。健常児保育の中で主人公になれないまま、保育所生活を過ごしていたのでは？保護者も障害受容ができないままで進路選択をしたのでは？との懸念もされます。地域に孤立した親子を作らない様、わんぱく教室に通う事で、生活の主人公になり、保護者も子どもの成長が喜び合えるようなわんぱく教室の充実を目指します。

1. 相談支援専門員の確保

障害者を対象とした相談支援事業所は報酬単価が低く採算が取れないこともあって事業所が増えず、年々新規の受け入れを縮小していく傾向にあります。くじらを卒園した子どもたちが放課後等デイサービスを利用するためには、相談支援事業者に計画作成をお願いする必要がありますが、昨年度卒園を控えた子どもたちほとんどが、1カ所の相談支援事業者にお願いし、受け持っていただきました。これからも放課後等デイサービスを利用したいというニーズは増加していくため、地域の相談支援事業所も飽和状態になる事が予想され、全てをくじらが担っていかなければいけない時期がくると推測されます。そのためにも、専任の相談支援専門員のさらなる確保を視野にいれ、担い手の確保に努めてまいります。

６、利用者への福祉サービス

（１）日課

**(月～金曜日)**

9:00 　 10:00 11:15 12:45 14:00 14:15 15:00

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

登園　 　散歩・製作　　給食　　　　午睡 　　起床　　おやつ 　あつまり

　　自由遊び　音楽リズム等　　　　着替え　　　 着替え　　　　降園

**(第１・第３　土曜日)**

9:30 登園　　　　　10:00　　あつまり・活動　　　　11:30　　降園

（２）保育・療育支援

**＜ねらい＞**

子どもは、ほぼ毎日、１日６時間程、母親と離れ、保育者による配慮と適切な指導や援助をうけながら、生活や遊びを通して、生活のリズムや基本的な生活習慣などの確立をめざし、乳幼児期の豊かな育ちを保障します。

保護者・家族とともに、行事や学習会を通し、育ち合う保育をめざします。

**＜内容＞**

①道具を使った遊びや活動や、また毎日の散歩や外遊び、音楽リズム、絵本の読み　聞かせ、手遊びなどを多くとりいれた保育・療育を行います。

②子ども自身が見通しを持ってわかって楽しめ、生活リズムをつけ、食事・排泄・睡眠など、基本的な生活習慣を身につける保育・療育を行います。

③就園や就学について保護者とともに考え、見学や体験入園などの取り組みを行います。

（３）親子保育の実施・懇談会・学習会の開催

週１回　火曜日９時から１１時まで、親子保育を実施します。

年数回の保護者懇談会・年１回の家庭訪問・年２回の個別懇談を実施します。

保護者学習会を、通園めだか・通園らっこと共に開催します。

（４）その他必要な援助

園での発達相談の開催

市町や保健所による発達相談等への情報提供と同行

個別療育・個別相談・医療機関への同行及び情報提供

（５）健康管理

年２回　嘱託医による健康診断を実施します

年２回　歯科嘱託医による歯科検診を実施します

年２回　検尿を実施します

年１回　和歌山県立盲学校の先生による　視力検査を実施します。

（６）送迎サービス

基本的には保護者の方でお願いしますが、車を運転できない、又遠方で通所が困難な方でお困りの方には保護者の希望を聞き、送迎利用契約等を締結し、実施していきます。

（７）給食サービス

生活の一部として食事習慣を身につけ、楽しく食事が食べられるようにする。偏食の強い子どもやアレルギーの子ども、嚥下困難のある子どもには、個別に対応します。一食につきやつも含め２００円（低所得者については１００円）となります。

７、諸記録の整備

保育日誌・ケース記録・個別支援計画・健康診断記録・給食日誌・避難訓練記録・研修記録等、児童発達支援センターとして定められた必要書類の整備を行います。

８、利用者・家族のプライバシーの確保

人権擁護の立場から個人のプライバシーの保護並びに配慮を徹底します。

　職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。更に職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に明記するなど必要な措置を講じます。

９．緊急時の対応

利用児が怪我や発熱、その他緊急事態が生じた時には、応急処置を行い、速やかに家族に連絡するとともに、管理者に報告します。また、必要な場合には、医療機関への緊急搬送等の措置を講じます。

　・救命救急講習会の実施（年に1回）

１０、事故発生時の対応

事故が発生した場合は、県、市町村及び家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

１１、非常災害対策（安全管理）

天災及びその他の災害は発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置　を講じます。また、防火責任者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、職員に周知徹底をはかるとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。又非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

・避難訓練等の実施（月に１回）

・防犯訓練　の実施（年に１回）

・消防設備等の点検（年に２回）

１２、虐待防止・人権擁護のための措置

利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、責任者及び推進委員の配置、相談窓口の設置等苦情解決体制に整備、職員に対する研修その他の必要な措置を講じます。

１３、苦情解決のための措置

利用者家族からの苦情に迅速かつて適切に対応するため、相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずる。

　苦情解決責任者　　　　　　保田　央

　　　苦情解決担当者（受付）　　砥嶋　德美

　　　第 三 者 委 員 那智勝浦町役場　福祉課　福祉厚生係

１４、職員（援助者）の援助技術の向上

（１）職員会議の実施（月４回）

　（２）研修の実施

　　　・研修計画の策定

　　　・各種研修会への参加

　　　・発達の学習、障害についての理解、就園・就学についての学習等

　　　・各々の職員の目標設定並びに人事考課を実施します。

１５、事務・財務管理

（１）会計処理の適正化を図ります

（２）請求事務の効率化・適正化を図ります

（３）経費の省力化を図ります

１６、その他の業務

（１）和歌山県障害児保育運動連絡会へ結集し、その運動の一翼を担います

（２）東牟婁圏域自立支援協議会子ども部会への協力を行います

（３）地域の啓発活動（地域住民の障害への理解の促進）に努めます

（４）地域との協力に努めます

資料　年間行事計画

春：入園式／春の遠足／健康診断／家庭訪問／保護者懇談会／歯科検診

　夏：５歳児宿泊保育／夏祭り

　秋：運動会／個別懇談／給食参観／父親・家族参観

　冬：クリスマス会／生活発表会／お別れ遠足／保護者懇談会／卒園式